

安定した  
生活を  
目指して

# 生活福祉資金 貸付制度のご案内

低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えると共に、  
その在宅福祉および社会参加の促進を目的とした福祉の貸付制度です。



## 生活福祉資金 貸付制度って何？

**A** 生活福祉資金は、個人ではなく世帯を対象とした貸付制度です。この制度は、厚生労働省が定めた制度要綱に基づき、他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障害者世帯または日常的に介護をする高齢者の属する世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援を行うことにより、経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。  
※この制度は貸付であり、給付ではありません。貸付後に返済していくいただくことを前提に検討していただく必要があります。



## 借り入れには連帯保証人が 必要ですか？ また、利子はかかる？



**A** 原則、連帯保証人が必要です。ただし、連帯保証人を確保できない場合でもお申し込みできます。

- ・連帯保証人を確保できた場合は、無利子。
- 連帯保証人を確保できない場合は、年 1.5%。
- ※緊急小口資金、教育支援資金は連帯保証人が確保できない場合でも無利子です。
- 不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金については、年3%または当該年度における4月1日時点の銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率。
- ※お約束した期間内に返済できなかった場合は、残元金に対して年 10.75%の延滞利子が付加されます。



## 民生委員や 児童委員の役割は？

民生委員は資金の貸付対象となる世帯について調査を行い、その実態を把握し、資金貸付の紹介等必要な情報提供を行うとともに、都道府県社協および市町社協の貸付事業に協力し、借受人の生活の安定を図るために必要な支援を行います。したがって、資金の貸付を受ける場合、民生委員の調査や指導を受けていただくことが前提となります。

# 生活福祉資金 貸付制度 Q & A



## 貸付けの対象と なる世帯は？



**A** 生活福祉資金の貸付けの対象となる世帯は、金融機関や他の公的貸付制度が利用できない下記の世帯が対象となります。また、資金種類により対象世帯が異なります。

### 【低所得世帯】

資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯（概ね住民税非課税程度）

### 【障害者世帯】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（現に障害者自立支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められている者を含む。）の交付を受けている者が属する世帯

### 【高齢者世帯】

日常生活上、介護をする65歳以上高齢者の属する世帯

### 【その他】

※当該地区に、継続して3か月以上居住していることを原則とします。

※民生委員、公務員、社会福祉協議会の職員および暴力団員の属する世帯は貸付対象外となります。

※諸税の滞納および多額の債務がある場合は、税滞納額および債務整理の目処をつけていただいたうえで、ご相談をお受けします。



## 他の公的資金との 併用はできるの？



**A** 母子寡婦福祉資金の貸付対象者および他からの融資を受けられる、または現に受けている世帯は原則として、資金の貸付対象とはなりません。



## 相談・申し込み先は？



ご相談・お申し込み先は世帯が居住する地域の民生委員や市町社会福祉協議会が窓口となっています。  
※要保護世帯向け不動産担保型生活資金について  
は、お住まいの地域の福祉事務所が窓口です。

## 1 総合支援資金

対象：離職世帯、低所得世帯

日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援・家計指導等）と生活費および一時的な資金を必要とし、貸付を受けることにより自立が見込まれる世帯で、次のいずれの要件にも該当する世帯

- ①低所得であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ②公的な書類等で本人確認ができること
- ③現に住所を有していることまたは住宅支援給付事業における住宅手当の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること
- ④社会福祉協議会および関係機関から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること（自立計画書の作成）
- ⑤社会福祉協議会が貸付および関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営むことが見込まれ、返済が見込まれること
- ⑥失業等給付、生活保護、年金等他の公的給付または公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと

### 生活支援費

貸付限度額：2人以上の世帯は月額20万円以内  
单身世帯は月額15万円以内  
据置期間：6か月以内  
返済期限：据置期間経過後20年以内  
使途内容：生活再建までの間に必要な生活費用（貸付期間12か月以内）

### 住宅入居費

貸付限度額：40万円以内  
据置期間：貸付の日から6か月以内（生活支援費と併せて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日から6か月以内）  
返済期限：据置期間経過後20年以内  
使途内容：敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用  
留意事項：不動産業者等への直接送金となります。

### 一時生活再建費

貸付限度額：60万円以内  
据置期間：貸付の日から6か月以内（生活支援費と併せて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日から6か月以内）  
返済期限：据置期間経過後20年以内  
使途内容：生活を再建するために一時的かつ日常生活費で賄うことが困難である費用  
留意事項：借金返済の費用としての利用はできません。

## 2 福祉資金

貸付限度額：下記参照 据置期間：6か月以内

### 福祉費

対象：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養または介護をする高齢者が属する世帯）  
使途内容：日常生活を送る上で、または自立生活を資るために、一時的に必要であると見込まれる経費

資金の目的	貸付上限額の目安	返済期限（据置期間経過後）	
生業を営むために必要な経費	460万円	20年以内	
技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間 ●6か月程度130万円 ●2年程度400万円	1年程度220万円 ●3年内580万円	8年以内
住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	7年以内	
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	8年以内	
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	8年以内	
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円	10年以内	
負傷または疾病の療養に必要な経費およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●療養期間が1年を超えないとき170万円 ●1年を超える1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なとき230万円	5年以内	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費およびその期間中に生計を維持するために必要な経費	●介護サービスを受ける期間が1年を超えないとき170万円 ●1年を超える1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なとき230万円	5年以内	
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円	7年以内	
冠婚葬祭に必要な経費	50万円	3年以内	
住居の移転等、給排水設備等に必要な経費	50万円	3年以内	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	3年以内	

# あなたの暮らしをサポートする

## 4つの貸付資金です。



## 3 教育支援資金

### 教育支援費

貸付限度額：月額 35,000 円 高等学校（専修学校の高等課程含む）  
月額 60,000 円 高等専門学校  
月額 60,000 円 短期大学（専修学校の専門課程含む）  
月額 65,000 円 大学

据置期間：卒業後6か月以内

返済期限：据置期間経過後10年以内

対象：低所得世帯

使途内容：学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部および専修学校の高等課程を含む。以下、「高等学校」という。）、大学（短期大学および専修学校の専門課程を含む。）または高等専門学校に就学するのに必要な経費

例 授業料、学校納入費用、参考書、学用品、交通費

### 就学支度費

貸付限度額：50万円以内 据置期間：卒業後6か月以内

返済期限：据置期間経過後10年以内 対象：低所得世帯

使途内容：学校教育法に規定する高等学校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費

例 入学金等で入学時に納入する経費、制服、靴、体操着等で学校の指定により入学時に一括して購入するもの

※日本学生支援機構の奨学金、金融機関（教育資金ローン）等、他の教育資金が利用可能な世帯への貸付はできません。

## 4 不動産担保型生活資金

### 不動産担保型生活資金

貸付限度額：土地の評価額の7割

貸付月額：30万円以内

据置期間：契約終了後3か月以内

返済期限：据置期間終了時

対象：高齢者世帯（土地評価額が1,500万円以上必要）

使途内容：居住用不動産を担保にし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費

### 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

貸付限度額：土地と建物の評価額の7割

貸付月額：保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内

据置期間：契約終了後3か月以内

返済期限：据置期間終了時

対象：要保護高齢者世帯（土地と建物の評価額が500万円以上必要）

使途内容：要保護世帯が居住用不動産を担保とし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費

※詳しくはお住まいの所轄の福祉事務所へご相談ください。

### 緊急小口資金

貸付限度額：10万円以内 据置期間：2か月以内

返済期限：据置期間経過後8か月以内

対象：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

使途内容：緊急かつ一時的に生計維持が困難となった場合に必要な少額の費用

①医療費または介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき ③火災等被災によって生活費が必要なとき

②給与等の盗難または紛失によって生活費が必要なとき

④その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき

- 例
- ア. 年金、保険、公的給付金等の支給開始までに必要な生活費
  - イ. 休業等による収入減や就職後、初回給料までの生活費
  - ウ. 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金等を支払ったことで不足した生活費
  - エ. 事故等により、損害を受けた場合による支出増（ただし、借受人の日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る）
  - オ. 社会福祉施設等から退出に伴う賃貸住宅への転居に必要な敷金等の支払いによる支出増

# 相談・貸付から償還(返済)までの流れ

1ヶ月程度時間がかかります※

- ① 相 談  
お住まいの市町社会福祉協議会または民生委員にご相談ください。本貸付は「世帯への貸付・支援」となりますので、ご家族の状況・収入・負債等の世帯状況や、今回お困りの内容について詳しくお伺いします。
- ② 申込書類の準備  
相談の中で、資金の申し込みが適切と判断した場合は、資金種類に応じて必要な書類を整えていただきます。必要書類は資金の利用目的や世帯の状況によって異なります。
- ③ 民生委員との面接  
(※緊急小口資金は除く)  
民生委員がご自宅を訪問するなどの方法で面接いたします。資金借入れの必要性や、世帯の状況についてお伺いします。
- ④ 申し込み  
借入申込書、必要書類等を、市町社会福祉協議会へ提出してください。その後、市町社会福祉協議会から愛媛県社会福祉協議会へ提出されます。
- ⑤ 審 査  
貸付について、愛媛県社会福祉協議会が審査を行います。  
※審査前後に再度お話を伺ったり、書類の追加提出をお願いしたりする場合があります。
- ⑥ 貸 付 決 定  
貸付の可否について、文書でご連絡します。  
審査の結果によって、貸付ができない場合があります。
- ⑦ 借 用 書 作 成  
借用書に、借受人（連帯借受人、連帯保証人を設定している場合はそれの方も含め全員）が自筆で署名し、実印を押印してください。署名・捺印した方全員の印鑑登録証明書を添付して市町社会福祉協議会へ提出してください。
- ⑧ 資 金 交 付  
借用書は、市町社会福祉協議会を経て、愛媛県社会福祉協議会に提出されます。必要な確認の後、資金を交付します。資金交付後、借り入れた資金で購入・支払いした内容を証明する書類（領収書等）を提出してください。
- ⑨ 繙 続 送 金  
教育支援資金や総合支援資金等、一定期間に渡って借り入れる場合は、分割して資金を交付します。  
資金交付にあたっては、在学状況や世帯・生活・就職活動の状況等を確認いたします。
- ⑩ 据 置 期 間  
資金交付後（教育支援資金の場合は、当該の学校を卒業後）、定められた一定期間の範囲内で、返済までの準備期間として据え置くことができます。
- ⑪ 償 還 (返済)  
返済開始後は、「償還（返済）計画」に基づいて毎月償還（返済）することになります。  
原則として指定金融機関からの口座振替（口座引き落とし）による返済となります。  
返済が完了するまで、市町社会福祉協議会の職員と民生委員が相談・支援いたします。
- ⑫ 返 済 完 了  
貸付決定時に定め、借用書に記載されている返済期間・回数で返済していただきます。返済が完了しましたら、借用書を返却いたします。

※上記はあくまで一例となります。利用される資金種類や相談状況によって、手順が変わることもあります。  
※申し込みから資金交付までは1か月程度かかります。  
※「緊急小口資金」は、1週間前後で資金交付となります。  
※福祉費のうち「生業を営む為に必要な経費」は、審査の関係上、2～3か月かかることがあります。  
※不動産担保型生活資金は、上記と手順が異なります。



# 必要書類

- (1) 借入申込書（相談の中で資金の申し込みが適切と判断した場合にお渡しします）
- (2) 収入および納税を証明する書類、住民票（発行されて3か月以内のもの）
- (3) 「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の写し
- (4) その他、社会福祉協議会が指定する書類

※下記の必要書類は例示です。この他にも書類の提出をお願いする場合があります。

## 対象

## 必要添付書類

総合支援資金  
(生活支援費)  
(住宅入居費)  
(一時生活再建費)

【本人が確認できる書類】健康保険証（写）および住民票 【世帯の状況が明らかになる書類】住民票（世帯全員分）  
【連帯保証人の資力が明らかになる書類】市町村民税課税証明書 【計画書】自立計画書※  
【他の公的給付制度の利用や申請の状況がわかる書類】失業等給付、生活保護、年金等の申請・受給証明書等  
(住宅入居費の申込みの場合は上記、書類に加えて次の書類も必要です)  
不動産賃貸契約書（写）、入居住宅に関する状況通告書（写）、住宅支援給付支給対象者証明書（写）、借用書※

福祉資金  
福 祉 費

生業を営むために必要な経費

【計画書】事業計画書※ 【見積書】機械器具、設備品、資材、商品購入、自動車の購入に関する見積書、カタログ、パンフレット等  
【許可書等】運転免許証（写）、はり・きゅう・マッサージ業の免許書（写）、営業許可証（写）、軽車両運送業届出書（写）、自動車保管場所確認書（写）、雇用契約書、漁船登録証（写）、各業者による免許・資格・登録等（写）【契約書】店舗・事業所等の借用契約書（写）、補修・改造確認書、賃貸契約書（写）、売買契約書（写）、業者指定委託契約書等

技能習得に必要な経費およびその期間中に生計を維持するために必要な経費

【証明書等】在学証明・入学許可書（写）自動車教習所入所許可書（写）、技能習得期間の案内・パンフレット等

住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費

【見積書等】工事見積書（写）、改修前後の見取図・写真等  
【証明書等】固定資産証明書（写）、地主等の承諾書（借地・借家の場合）

福祉用具等の購入に必要な経費

【見積書等】機能回復訓練器具・日常生活の便宜を図るために用具等の見積書（写）、カタログ等

障害者自動車の購入に必要な経費

【証明書等】運転免許証（写）、自動車保管場所確認書（新規購入）、自動車検査証（写）○購入後で可

中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費

【通知書等】特別措置対象該当通知書（写）、追納保険料納付書（写）

負傷または疾病の療養に必要な経費およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費

【療養費証明書等】医師の診断書、医療費の概算書、経費見積書、診療報酬明細書等

介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費およびその期間中に生計を維持するために必要な経費

【介護等費用証明書等】介護保険被保険者証（写）、サービス利用票等介護保険利用者に交付される書類（写）等、障害者サービス利用者に交付される書類（写）

災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

【証明書】官公署が発行する罹災証明書、固定資産証明書

冠婚葬祭に必要な経費

【証明書】婚姻の証明（挙式会場の予約証明書・費用見積書（写）、結婚後の住民票（写）等）、出産証明（母子手帳（写））、死亡診断書（写）または確認書（民生委員）、葬儀費用見積書（写）等

住居の移転等、給排水設備等に必要な経費

【証明書】引越しにかかる見積書（写）、入居・工事にかかる見積書（写）、賃貸契約書（写）○貸付決定後でも可

その他日常生活上一時的に必要な経費

【見積書等】用途が明確となる書類（証明書・見積書・領収書等）

福祉資金  
(緊急小口資金)

日常生活上緊急を要する経費

【証明書等】健康保険証（写）および住民票（世帯分）

教育支援資金  
(教育支援費)

修学に必要な経費

【証明書等】在学証明書・入学許可書・合格通知書（写）、学費が明らかになる書類等

教育支援資金  
(就学支度費)

修学の支度に必要な経費

【証明書等】合格通知書（写）、入学金の金額が明らかになる書類、見積書等

不動産担保型  
生活資金

詳しくは社会福祉協議会の窓口でご確認ください。

※様式は取り扱い社会福祉協議会の窓口でお渡しします。

## ご利用にあたって

- 世帯を支援するためには世帯全体の状況を把握させていただくことが必要です。世帯員の皆様の就労・就学・疾病、収入や負債の状況等をお聞きし、必要に応じて確認いたします。
- 本制度を利用することについて、世帯員の皆様にご了解いただく必要があります。
- 貸付の相談から返済を完了するまでの間、担当民生委員や社会福祉協議会の職員が世帯を支援します。
- 本制度は「貸付」であることから、貸付することにより現在困っていることを解決できる一方で、「借金を負う」という世帯にとっての負担が伴います。計画に沿った返済が難しくなれば、世帯への支援を目的に貸付したもののが、世帯への大きな負担となってしまいます。そのため、ご相談いただいた時点で、世帯への負担の方が大きく、貸付が支援にならないと判断される場合には、貸付はできません。
- 給付制度の利用や分割払い等、貸付制度以外で問題解決できる方法がある場合は、それを優先していただきます。
- 世帯の状況が客観的にわかる資料等をご用意いただき、貸付についての「審査」を行います。審査の結果によっては、貸し付けできない場合があります。
- 本制度は、税金を原資とする公的な貸付制度であり、真に必要性があり、制度の利用が適切と確認できる場合にご利用いただきます。
- 虚偽の申請や不正な手段により資金を借りた場合、貸付金を即時に一括返済していただきます。
- これから自己破産を予定している場合や、債務整理（個人再生や特定調停等）の相談中で、債務の返済金額が未確定の場合は対象となりません。
- すでに発注・購入・支払済み費用の場合は対象となりません。原則として未払い、未契約の費用が貸し付け対象です。

## ～生活福祉資金利用のご相談は、お住まいの市町社会福祉協議会へ～

No.	市町名	郵便番号	住 所	建物名	TEL
1	松山市	790-0808	松山市若草町8番地2	松山市総合福祉センター	089-941-4232
2	今治市	794-0043	今治市南宝来町1丁目9-8	今治市総合福祉センター	0898-22-6063
3	宇和島市	798-0003	宇和島市住吉町1丁目6番16号	宇和島市総合福祉センター	0895-23-3711
4	八幡浜市	796-0010	八幡浜市松柏乙1101番地	八幡浜市保健福祉総合センター 2階	0894-23-2940
5	新居浜市	792-0031	新居浜市高木町2番60号	新居浜市総合福祉センター	0897-32-8129
6	西条市	799-1371	西条市周布606番地1	西条市東予総合福祉センター	0898-64-2600
7	大洲市	795-0064	大洲市東大洲270番地1	大洲市総合福祉センター	0893-23-0313
8	伊予市	799-3114	伊予市灘町123-4	伊予事務所分館	089-982-0393
9	四国中央市	799-0404	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	四国中央市福祉会館	0896-28-6127
10	西予市	797-1212	西予市野村町野村12号15番地	西予市野村保健福祉センター	0894-72-2306
11	東温市	791-0212	東温市田窪300番地2	東温市農村環境改善センター	089-955-5535
12	上島町	794-2550	越智郡上島町生名2133番地3	上島町生名デイサービスセンター	0897-76-2638
13	久万高原町	791-1201	上浮穴郡久万高原町久万45番地2		0892-21-0800
14	松前町	791-3120	伊予郡松前町大字筒井710番地1	松前町総合福祉センター	089-985-4144
15	砥部町	791-2132	伊予郡砥部町大南719番地	砥部町老人福祉センター	089-962-7100
16	内子町	791-3392	喜多郡内子町内子1515番地	内子町役場内子分庁	0893-44-3820
17	伊方町	796-0301	西宇和郡伊方町湊浦1995番地1	伊方町中央公民館 3階	0894-38-2360
18	松野町	798-2101	北宇和郡松野町大字松丸1661-13	ふれあい福祉センター	0895-42-0794
19	鬼北町	798-1341	北宇和郡鬼北町近永782	鬼北町総合福祉センター	0895-45-3709
20	愛南町	798-4110	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	御荘老人福祉センター	0895-70-1251

### ●制度に関するお問い合わせは

**愛媛県社会福祉協議会（福祉資金課）** TEL 089-921-8384 (月～金 9:00～17:00) 土・日・祝祭日除く  
〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 FAX 089-921-5289